

入院中の食事代と居住費について

入院中の食事代・居住費は以下の通りです。

居住費とは、光熱水費として患者様にご負担していただく料金です。

食事療養標準負担額

区分			食事代 (1食)	
課税世帯			550円	
課税世帯(指定難病患者)			330円	
非課税 世帯	70歳未満	申請月以前の12月以内の入院日数が90日以下	270円	
		申請月以前の12月以内の入院日数が91日超 ※1	220円	
	70歳以上	低所得Ⅱ	申請月以前の12月以内の入院日数が90日以下	270円
			申請月以前の12月以内の入院日数が91日超 ※1	220円
		低所得Ⅰ		130円

生活療養費標準負担額(65歳以上で療養病床に入院もしくは一般病床に91日以上入院の方)

区分	食事代(1食)	居住費(1日)
一般	550円	430円
一般(指定難病患者)	330円	0円
低所得者Ⅱ・区分オ	270円	430円
低所得者Ⅱ・区分オ (重篤な病状又は集中的治療を要するもの等 ※2)	申請月以前の12月以内の入院日数が90日以下	430円 指定難病患者は0円
	申請月以前の12月以内の入院日数が91日超 ※1	
低所得者Ⅰ	160円	430円
低所得者Ⅰ (重篤な病状又は集中的治療を要するもの等 ※2)	130円	430円
低所得者Ⅰ(指定難病患者) 低所得者Ⅰ(老齢福祉年金受給者) 境界層該当者	130円	0円

※1 該当する方は、お住いの市町村窓口等で長期入院の申請を行ってください。

ご不明点は病棟事務にお問い合わせください

※2 療養病棟入院基本料の疾患・状態及び処置等医療区分2・3に該当する場合

・入院期間が180日を超える場合のご負担について

一般病床で入院が180日(約半年)を超えると、それまでと費用を計算する仕組みが変わり、自己負担額が増える場合があります。当院では、保険外療養費として1日2,635円です。

180日を超える日の約1ヶ月前には、お知らせします。

詳しいことにつきましては、遠慮なく病棟事務職員 または 地域連携室 までお問い合わせください。